

個人番号カードのイメージ



個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真、個人番号が記載されており、ICモジュールが搭載されています。身分証明書や地方公共団体の行政サービス、e-Taxの各種電子申請などで利用できます。

わたしにも マイナンバー



平成28年1月から、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。今年10月以降、市町村から住民票の住所に12桁のマイナンバー（個人番号）の記載された「通知カード」が、各世帯ごとに送付されます。外国籍で住民票のある人も対象となります。

問い合わせ 管理情報課 萩原 ☎0055

民間事業者も 準備が必要

対応スケジュール

平成28年1月から、税や社会保険などの手続の場合に、従業員やその扶養家族のマイナンバーの記載が必要となります。

そのため事業者は、社内規定の見直しやシステム対応などの準備を行い、平成27年10月以降から従業員のマイナンバー取得の準備をする必要があります。

厚生年金や健康保険については、平成29年1月から順次記載が始まる予定です。

マイナンバーの取り扱い

マイナンバーは、法律で定められた範囲外での利用が禁止されており、安全管理が義務付けられています。

制度の開始に向けては、マイナンバー取扱担当者を決め、従業員のマイナンバー取得の際に利用目的の通知や公表などをすることが大切です。

取得したマイナンバーを社

マイナンバーの通知や申請などの流れ



平成27年10月から順次、通知カードが住民票の住所に簡易書留（通知カード、個人番号カードの申請書、返信用封筒、マイナンバーの説明書類）で届きます。



希望者は郵送やWEB（スマートフォン）などから申請します。詳しくは、平成27年10月から通知カードと一緒に届く、マイナンバーの説明書類を確認してください。



平成28年1月から、個人番号カードの交付が始まります。申請者本人が市の窓口で受け取ることができます。

*個人番号カードの申請は強制ではありません。

り、所得や行政サービスの受給状況などを把握しやすくなり、負担を不当に免れることの防止や本当に困っている人への支援が可能になります。

手続きが簡単に

マイナンバーが始まることで行政手続きが簡単になり、年金や福祉の申請が円滑になるとともに、個人番号カードが公的な身分証明書として利用できます。

今後マイナンバーの利用がさらに進めば、引越越しなどの届出をパソコンでまとめて行うことや、予防接種の告知

安心や安全の確保

マイナンバー制度による情報流出などを防ぎ、安心や安全を確保するため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護を確保します。

①制度面

- ▼法律に定めがある場合を除きマイナンバーの収集や保管を禁止
- ▼なりすまし防止のため収集には本人確認を義務付け

②システム面

- ▼個人情報従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署での分散管理
- ▼行政機関での情報のやりとりはマイナンバーを直接使わない
- ▼平成29年1月から「情報提供記録公開システム」が稼働予定（自分の個人情報について、誰が、なぜ提供したのかの確認ができる）



信頼低下の恐れがあります。マイナンバーの取り扱いには十分注意して、準備や事務などを進めましょう。

法人番号の通知

民間事業者には、平成27年10月から13桁の法人番号が登記上の所在地に通知されます。法人番号は、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありません。したがって、法人の名称や所在地などの情報が誰でも容易に入手できるようになるため、皆さんに役立つ情報提供が行えます。

また、行政手続や取引における添付書類の削減により、事業者の負担が軽減します。



マイナンバーについて詳しく知りたい

- 専用ダイヤル
0570-20-0178
(全国共通ナビダイヤル)
0570-20-0291
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)
受付時間 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）
- ホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

